第３６回岡山地方裁判所委員会議事概要

１　開催期日

平成２８年６月６日（月）午後３時

２　開催場所

裁判所大会議室

３　出席者

別紙第１のとおり

４　議事等

（１）　今回のテーマ（裁判所における個人情報の保護について）に関する意見交換

別紙第２のとおり

（２）　次回のテーマに関する意見交換

別紙第３のとおり

（３）　委員長の選任

別紙第４のとおり

（４）　次回期日

平成２８年１１月３０日（水）午後３時

（別紙第１）

出席者

委員　上　岡　美保子

同　　岡　田　雅　夫

同　　小　浦　美　保

同　　齊　木　敏　文

同　　斎　藤　寛　司

同　　佐　野　範　一

同　　多　田　淳　子

同　　寺　田　光　寂

同　　平　松　　博

同　　福　田　尚　司

同　　松　島　幸　三

同　　宮　﨑　隆　博

同　　善　元　貞　彦

（五十音順）

（別紙第２）

≪今回のテーマ（裁判所における個人情報の保護について）に関する意見交換≫

委員長代理

まず，本日議事に入る前に，今回，新たに４名の新任の委員が加わられましたので説明させていただきたいと思います。

この委員会では，委員長を互選するということになっていますが，委員長は前々回御退任されまして，一般有識者の委員の方を中心に多数の委員が交替しまして，その間，２回私が委員長代理として議事を進めていただくということになっております。

それで，本日の最後に，委員長の互選を行いたいと考えておりますので，よろしくお願いします。

今回のテーマですけれども，裁判所における個人情報の保護についてです。一般社会の個人情報の保護が非常に厳しい問題となっておりますが，裁判所でどうなっているのかを刑事裁判，そして民事裁判，それぞれの立場から御説明申し上げたいというふうに思っております。

まずは，刑事裁判における個人情報の保護について，裁判所の担当者から御説明を申し上げます。

【裁判所から説明】

書記官

パワーポイント資料「刑事裁判における個人情報保護（被害者保護）」に基づき説明

委員長代理

それでは，先ほどお話をさせていただきましたビデオリンクと遮へいの措置について，これから実際の法廷をご覧いただいて，その状況を皆様に御確認していただ

こうと思います。

【法廷見学】

委員長代理

皆様，お疲れさまでございました。初めての経験かもしれませんが，ビデオリンクの装置に限らず，刑事における個人情報の保護について，いろいろお尋ねになりたいところがあろうかと思いますので，どんどん御意見，御質問いただきたいと思います。

Ａ委員

証人尋問について配慮する説明がありましたが，これは被害者から基本的に申し出て秘匿してもらうということになるのですか。例えば裁判官が，被害者からの申出じゃないんだけれど，これは秘匿した方がいいんじゃないかなと思って，秘匿するということもあり得るのですか。

書記官

刑事訴訟法には，秘匿に関する条文が２９０条の２というものがありまして，基本的には検察官から申出があって，申出について判断をするということになりますが，実は，裁判所がそういう犯行の態様とか，被害の状況，その他の事情によって，秘匿事項が公開の法廷で明らかにされることにより，被害者若しくはその親族の身体，財産に害を加え，これらの者を畏怖させ，困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件を取扱う場合においては明らかにしない旨の決定をすることができるという規定がありまして，裁判所が職権で秘匿の決定をするということができることになっております。

委員長代理

この実情については，Ｂ委員の方で検察庁側から見た運用の実情について，若干御説明いただくことはありますでしょうか。

Ｂ委員

基本的には検察官は被害者の事情聴取を行ったり，処罰感情を確認したりする立場にありますので，そういう機会に裁判になったときに秘匿を希望されるかどうかというのを確認して，その意向を検察官が裁判所に伝えて秘匿の申出をするというのが一般的な扱いになってます。

Ａ委員

弁護士の立場から何かありますでしょうか。

Ｃ委員

私の経験ではないですね。さきほどＢ委員がおっしゃったことが一般的かなと思います。私の場合は強盗致傷未遂事件を担当した時に，被害者が耳が不自由であったこともありまして，非常に精神的にシビアな状態が続いているということで，検察官から申出があって，弁護人としても別に異議はないということで秘匿された事案がありました。

Ｄ委員

裁判の当事者の個人情報の保護じゃなく，ちょっと外れるんですけど，この前，どこかの裁判所で裁判員が暴力団関係者に声を掛けられたということがありました。個人情報の問題ではないのですが，やはり裁判員というのは自分がまさかそういった関係者から声を掛けられるとは思わないで裁判所に来ていると思います。その事案は，裁判所の敷地で声を掛けられただけだったと思うのですが，家までついて来

られる可能性は，もしかしたらあるかもしれないと思います。やはり，裁判員が裁判所の行き帰りに，特に帰りに裁判員のケアについてこの前の事件を受けて，若しくはそれとは関係なく他の地裁で考えられていることというのはあるんでしょうか。

委員長代理

日頃，一般の方と裁判員が容易に接触できるようにしているか，していないかについて，運用や実情を担当者から説明させていただきます。

書記官

御存じのとおり，裁判員の個人情報については，全て匿名化していまして，裁判員１番とか，２番とかというふうな呼び方をしています。個人情報は表に出ない分，裁判員の間同士でも，そういう呼び方をすることによって名前やその他の個人情報が他の人に知られないようにするという配慮は日常的に運用として行っております。

ただ，今言った警護に関する話については，たちまち切迫した話がないので，今のところ特に何か手だてを持っているということはございません。

書記官

食事等については，実は裁判員になられた方には，裁判員評議室という部屋を用意しております。基本的に評議室で過ごしていただくことにしておりますので，休憩中に他の方と接触することがないような配慮をしております。

また，喫煙場所やトイレの場所についても法廷とは違うところに用意をしていまして，違う階層でそういうものを利用していただくことによって，接触をしないという事実上の配慮をさせていただいている状況です。

Ｅ委員

今の九州の件ですが，この組関係の方は傍聴席でずっと裁判員の顔を見ていて，

公判期日終了後に裁判員が出てきたときによろしくと言ったということですので，これからは顔の匿名性をどうやってやるのかや，やはりこういう犯罪が増えてくる可能性もありますので，それによって裁判員も辞退することや，今，辞退することが割と増えてきているということに輪をかけないかと思います。例えば，裁判員の人で希望する人はすりガラスの前にいるとか可能でしょうか。裁判員は，公判中は全部をさらしているので，常に見られていて，今回のような事件があって，それがさらに深まっていくと，今，日本はどういう事件があるかというのも過去の例からでは想像がつかないようなこともあります。

今はないから何もしないというよりは，何かあったときに一歩踏み込んで考えるということをされた方が私はいいと思います。今回の九州の件を見て，市民に不安を与え，裁判員になることに対してそういうこともあるのかという不安を与えるということの芽は摘み取ってほしいなと思いました。

委員長代理

誠にごもっともな御意見かと存じますが，恐らくそれをやろうとすると法的な措置が必要になる可能性がございますので，あの福岡の件については今，各庁，上級庁がいろいろなところで検討しているとは思います。先生の御意見もまた今回，上級庁に報告はさせていただこうと思いますので，それ以上，私どもここでこうしますということはちょっと直ちには申し上げられないので，御容赦いただきたいと思います。

それでは引き続いて，今度は民事裁判における個人情報の保護について裁判所の担当者から御説明を申し上げます。

【裁判所から説明】

書記官

パワーポイント資料「民事裁判における個人情報の保護について」に基づき説明

Ｄ委員

マスコミから，閲覧や謄写の請求があったときに何か注意している運用や対応とかあれば教えてください。

事務担当者

司法記者クラブの記者から，訴状等の閲覧申請があった場合については，総務課で閲覧用のファイルを備え置いており，被告に訴状が送達できたことが確認できてからマスコミに閲覧できるようにしております。事件によっては，当事者の名前等の閲覧制限申出等が出ているような事案については，その部分を仮名処理したりマスキングしたものをマスコミに閲覧してもらっているというのが実情です。

Ｄ委員

当事者の名前などの閲覧制限申出があったときはマスキングしてというお話ですが，そういう閲覧制限申出をあらかじめすることなく，弁護士若しくは原告が訴状などを提出したときに，マスコミからこれを見せてくれという申出があった場合には，原告ないしその代理人弁護士に対してマスコミから閲覧の請求があったが，閲覧制限の申出などは検討されますかという働き掛けはしているんでしょうか。

事務担当者

閲覧等の申請があった段階で，担当書記官にまずその申請があった旨を連絡します。

書記官

そういった申請を受けたら民事部が判断しますが，申立代理人に確認等はしておりません。

Ｆ委員

今のことと少し関係するかもしれませんが，その閲覧をしないでくれというその制限の申立てをする時期というのは特に決まっていないのですか。

書記官

訴状の提出と同時にされるケースは多くはありますが，必ずしもその段階でなければならないということはありませんので，訴状が提出された後に閲覧制限の申立てがあるケースもあります。

Ｆ委員

当事者の両方ができるということですか。

書記官

そうです。

Ｆ委員

では，訴状が被告に届いてから，被告側が言ってくるということも当然あるということですか。

書記官

あります。

Ｆ委員

あと，もう一点，お聞きしたいんですけど，閲覧の制限は裁判所の決定でということだったと思うのですが，これはいつまでとかというのは決まってないのですか。

制限される期間といいますか，もう永久にということでしょうか。

書記官

当該事件について閲覧制限が認められればその事件が終わるまでです。

Ｆ委員

事件が終わったら自由に見られるというわけではないですよね。

書記官

事件が終局してからその記録が存する限りで，閲覧制限が取り消されない限りはその記録についての閲覧は第三者については制限されます。

Ｆ委員

訴訟に関する記録というもの自体の保存期間はあるのですか。

書記官

一般的に民事裁判だと終局から５年という期間があります。５年経ったら特段の事情がなければ廃棄されます。

Ｄ委員

滅多に裁判官が記録を紛失するという事件は聞かないし，聞いたことはないですけども，裁判官が仕事を持ち帰るということが今もあるのですか。あるとしたら，その際には，この事件の記録の管理についてどういうふうにされておられるのですか。

書記官

裁判官が自宅に記録を持ち帰り判決等の起案をするという場合には，裁判所に事前に申出をしていただいて，対応しているということになってます。そういった申出があって，どういったものを持ち出すのか，自宅でどういったものを使って起案をしていくのかといったものについては裁判所で管理をしている状況です。

事務担当者

情報セキュリティの問題に絡みますと，事前に裁判官から裁判所外でそういった情報セキュリティ情報を取り扱うための申出をしていただいて，そこで許可をした上でやっていただくということになります。

実際にパソコンを使って家で判決起案をされるということになれば，まず，裁判所外で公表されていない情報処理を行う旨の届出やどういったパソコンで起案をするのかという届出をしていただくということになります。また，どういった情報を持ち出すのかというところも，こちらも事前にバックアップを取っていただくということになっております。

Ｄ委員

裁判官が何を持っていかれるかとか，もしくはどう管理されたり，どんなパソコンに保存されるのを管理したりというのは分かりましたが，例えば，持って帰る際の注意事項，遵守事項としてどんなものがあるのですか。例えば，記録を持ったままお酒を飲むようなところに行ってはならないとか，記録を持ち出すときにはどういったところに置かないといけないとか，何か細かい遵守事項はあるんでしょうか。

事務担当者

記録の持ち出しに関しましては，先ほどおっしゃっていただいたように，実際に情報を持ち出すというときには，裁判官は裁判官用のセキュリティ機能付ＵＳＢメ

モリというのがございまして，その裁判官だけでしか扱えないというふうなＵＳＢメモリで持ち出すといったことになっております。

先ほどおっしゃっていただいたような情報を持ち出すのに途中で飲んだ席に寄らないといったところはもちろん注意をしております。ＵＳＢメモリ自体も持ち出す際に途中で紛失しないように実際にストラップ付きで，きちんとひものついたものに入れるというところまでやってくださいというお願いはこちらからもしております。

Ａ委員

個人情報保護の手続について，普通の市民は全然知らない方が多いと思うんですけど，本人訴訟の場合に裁判所として，そういうミスが出ないような対応というのは，考えておられるんでしょうか。

書記官

個人の方が申立てをされた場合に，事件の内容によっては，こういった配慮が必要だと思われる事案が継続した場合には，担当書記官等から本人に，こういった申出をされないかという確認はするようにはしておりました。本人の意思を確認した上で必要があればそういった申出をさせます。

Ａ委員

本人訴訟は，かなりあるんですか。

書記官

本人訴訟は，地方裁判所では１割もないという状況ではございますが，簡易裁判所であれば，もう少し事件は多くなりますので，そういった配慮が必要な事件というのは地方裁判所に比べてあろうかと思います。

委員長代理

保護命令は，意外と本人の申立てというのが多く，裁判所の方が積極的に御注意を申し上げるというような運用でやっております。

この関係でG委員が日頃の御経験でそういうことを当事者に注意したことはあるんでしょうか。

G委員

本人訴訟は，私どもが裁判をしておりまして，案外数はあるなという印象を持っております。

先ほど，御説明がありましたように，何か秘匿すべきような事案ではないかと思われるときには，裁判所の方で御本人に確認をするのですが，訟廷の受付で係の者が見ますし，その後，各部に事件が配属されて，そこでも担当書記官も見ますし，その後，裁判官も見ますし，その後で当事者に送るということになりますので，何回かチェックしてそこで間違いないかどうか，必要ないかどうかということを確認するようにしております。

G委員

先ほどの話で，実際記録を持ち帰っている者として，ちょっと御説明します。

確かに，裁判官は，記録を持って帰って仕事をすることがあります。紙の記録と，それから，先ほど事務担当者から説明がありましたのは，判決書などを起案するときの電子情報をデータとして持っておくのと，大きく分けて２種類あろうかと思います。紙の記録は生のものを持ち帰りますので，おっしゃるとおり，今日飲みに行くというときにはできるだけ持って帰らないということをそれぞれの裁判官が気を付けておるわけでございます。また，持っているときは余りうろうろしないようにしています。

データの方は先ほどもお話がありましたように，紛失しないように，例えば，かばんのチャック付きのポケットに入れるとか，ストラップを付けてかばんから外れないようにするとか，そういうようなことは必ず遵守するようにしております。万が一，紛失や盗まれた場合でも，安易に見られないようにパスワードでロックをするなどして，情報が漏れないようなことは注意しております。

H委員

先ほどの説明でもあったかもしれないんですけど，本人の住所とかを隠すとやはりちょっと不利になるということはどうしてもあるものなんでしょうか。

委員長代理

相手方当事者にとって不利なところですか。

H委員

秘匿してしまうと，ちょっと不利益があるようなこともあるんでしょうか，それとも，そういうふうなのは特にないんでしょうか。

書記官

相手方の関係で言いますと，先ほどの訴状の記載のところの住所がないというふうになるんですが，誰が相手になっているかというところは，他の記載で恐らく分かるだろうと思います。相手方も応訴する上で，申立人の住所の記載がないというところで，不利益を受けるケースというのは，数としては非常に少ないのかなと思われます。

そういったところで，住所について，異なる記載をされていたとしても，相手方とすれば容認できる範囲じゃないかなというところで対応している面ではあります。

逆に，申立人の方に対する不利益ということになりますと，住所と名前というの

は当事者を特定するというのも，本人を特定するために必要な情報ということになります。それを証明するためということになると，住民票や公共機関の証明書で住所と名前をもって確認をしていくということになるんですが，それが訴状と違うということになった場合に，本人確認がその記録に出てくる住所と名前と持ってるものが違うということになりますので，確認ができないという可能性が出てきます。

そういった場合に，勝訴判決をとったので，実際に強制執行をしようといったときに，場合によっては，自分がその当事者であるということの証明ができなくて，強制執行手続で少し手間をとられる可能性があるというふうな場合があります。

例えば，第三者が持ってる財産を差し押さえるというふうな場合に，第三者が申立てをされた方にその財産を移転させようとしたときに，あなたこの訴状の原告本人ですか，本人の確認できるものを出してくださいというふうに言われたときに証明できるものが他に出せないという可能性があるというようなことも想定されます。

そういった場合に，ちょっと迂遠な手続をとらないと最終的にそのお金が受け取れないというふうな場合が生じる可能性がございまして，そういったリスクがあるということをお話をさせていただいたりしております。といったところでの不利益が出てくる可能性が申立人の方にもあるかなというふうには思っております。

委員長代理

幾ら幾ら支払えという判決を出すんですけど，どこどこの住所に住んでるＡさんというふうなのがはっきりしているといいんですけども，そこを例えば住所が違うと同姓同名の方もいらっしゃるということになります。

それで，強制執行をする場合に対象財産が，例えば土地だとすると裁判所で強制執行を開始するときにも同一性の証明を求められるし，法務局が登記をするときに，同一性の証明を求めるわけです。登記をする際，債権者を登記事項にするものですから，法務局が，そこを曖昧にしたままだと差押えの登記をちゃんと受けてくれないというリスクがあります。

ですので，今，書記官が申し上げたのは，安心して判決をとりたいというお気持ちは分かりますから協力するとしても，そういうその後のリスクがあることも御理解くださいねということなんです。

H委員

何とかならないものかなというのは正直な感想です。

委員長代理

これは，法務局や登記法の定めとかに依拠するので，裁判所限りではなかなかどうするということは直ちにはできないことでございます。

弁護士の方で，代理人の住所で債務名義をとったけれど，その後，苦労したという件はございませんか。

C委員

そういう経験はないんですけども，例えば裁判所の考えと先ほどの法務局の考えが違うということはよくあるので，例えば訴訟を起こす場合には，将来，判決を取った時に登記することができるかについて，法務局にあらかじめ問い合わせをします。その点は，十分注意をしてあります。私も最初の頃ですが，例えば，取得時効で，図面をつける場合に，これで登記ができるのだろうかというので，裁判所の訟廷に行って確認したら，これで絶対大丈夫ですよという資料を見せてもらいました。それで，法務局へ行ったんですが，法務局ではだめだと言われました。

こういう，一筆の土地を半分にする場合ですと，隣地の方との言ってみれば権利保障をされてないので，じゃあすぐに応じるわけにいかないというふうなことがありましたので，必ず我々司法としての判例等含めて，複数の考えと，やはり行政機関といいますか，今回であれば法務局ですけども，登記官に会って，果たして登記できるかというのは，違いはよくありますので，先ほどの問題ですと，やはり秘匿

の問題をした場合に，どういう不利益があるんだろうかとか，弁護士としては，前もって神経をとがらせて，問い合わせしてから依頼者のほうに説明するようにはしてます。

Ｅ委員

ＤＶの問題ですが，最初に私が３年前にこの委員になった時に，裁判を傍聴するようにと言われまして，今日の法廷見学をした法廷で傍聴したのが，ＤＶの事件で，大きな事件になったんですけど，そのときにビデオリンクに不具合があり，音声が途切れたりしました。今日，ビデオリンクを実演しているのを見学して，すごくよくなってたのでよかったと思いました。ビデオリンクの音声が途切れるとか，聞こえてますか，何してますかいうのは，いろんなところに影響が出ると思います。

ＤＶについては，約１０年前，アメリカから来た被害者支援の方の講演を聞いたことがあるのですが，アメリカは銃社会ですから，簡単に人が殺せるいうことで，その被害者支援の相談を受けるところも特定のところでなくて，ホテルの一室を転々として当日でないと分からないように，それを約１０年前ですけど，そういうふうにして家族にも自分のしていることを明かさないというぐらいの配慮をしなきゃいけないというふうな話を聞いて，ああそうかと思って聞きました。今，ＤＶの問題も日本でも増えていますし，知られるということがどれだけ大きなものであり，逗子事件でもあるように，殺人につながっていくとこもあるので，もう本当に配慮には配慮を重ねてしていただきたいと思いました。

それから，市民としては，民事事件はある日突然，何かで訴えられるということがあります。そうしたときに，本来は出したくない資料や情報というのを出さざるを得ないです。例えば，あの子は再婚してできた子でとかいうのも普通であれば何でもないんだけど，本人にとってはすごいこだわっている問題かも分からないし，そういうことを裁判所には全部言わなきゃいけないこともあります。

そういうところで，本人が思わないと，それを守ってもらえるんだろうと思って

出したけれど，そこの裁判所との整合性というのは，そういうことは保たれるんですか。こういうことぐらいはいいだろうと思って隠されないという，でも相手は知ってしまうとかあります。誰もが見ることができると書いてありますので，あそこはこうだと言われるようなことは今，遺産の問題とか，いろいろありますよね。そのときに本人が意図しない情報が出てしまうということは，これはないとは思ってよろしいんでしょうか。

委員長代理

まず，１点目は，ＤＶ関係についての配慮を裁判所の方でできるだけしてくださいという御指摘でこれは私どもも肝に銘じております。

実は，岡山地裁というのは配偶者暴力のＤＶ保護命令と言われるものの申立件数は全国３位の多さです。大阪地裁，東京地裁に次ぐ多さです。ですので，私どももそこについては，神経をとがらせて執務に当たっております。

２点目でございますけれども，実は一般当事者の方は，自分が出した個人情報が裁判所限りであろうと誤解してる場面がある可能性はございます。私どもは仕事に慣れておりますのでこの記録は，書記官が御説明申しましたように，黙っていると誰でも閲覧できるという，そういう制度になっておりますし，閲覧制限が出ても相手方当事者は見られるというふうになっています。それを知らないで当事者の個人情報を裁判所に明かしてしまうという事態は実はございます。

とある裁判所では，刑事事件の被害者の方は，ＤＶ関係の事件だったんですが，証人として御出頭になって，証人の出頭目録で住所を書かれたんですね。これは裁判所限りで見るんだろうと思い，相手方当事者は見ないんだろうと思ったんですが，そのまま何も言わないから，調書に書かれてしまいました。そうすると相手方の本人がそれを見て，被害者を刺しに行ったという事例があって，一般の方の認識と裁判所における取扱いの原則というのが必ずしも一致していない部分があります。

私どもは，そういう事案について反省をして，一般の方については，それを知ら

ないのであろうという前提で積極的に説明しておこうという扱いにしているというのが先ほどの書記官のいろいろな工夫例でございます。ですので，私どもは一般の方が知らないという前提でこういった問題について対処していこうとしております。

Ｄ委員

裁判所とは関係なくて，示談交渉のときの話ですが，我々弁護士もよく気を付けないといけないなと思ったのは，ＤＶだったと思うのですが，私の方の依頼者の男性と，相手が女性で向こうの主張では暴力を受けたとか，脅迫を受けたとかいうことで，こちらはそんなことはないとは否定しながらも，でも向こうの女性の方はとにかく怖いと，今住んでるところも知られたくないと言っていました。向こうも弁護士がついていました。

だけど，こちらからもいろいろ示談交渉していく中で，この男性の方からいろいろ女性に買ってあげたものを返せ，あれ返せ，これ返せという交渉をして，向こうから送り返してきました。向こうは代理人弁護士を通して返してもらえました。当然，向こうは全部，弁護士を通してやっているんで，自分の住所なんか知られるはずがないという信頼を相手の弁護士にもしているわけです。

だけど，そのとき弁護士が送ってきた箱に向こうの女性の住所が書かれた宅急便のタグみたいなのがついていて，どこかから相手の弁護士に送られてきて，そのままつけたままの箱，それが相手の弁護士も気付かずに私に送ってきました。これはまずいだろうというのでこちらの方から連絡したということがあります。

ただ，やはり裁判に限らず，ちょっとお互い弁護士としてもこういう個人情報の管理は気を付けないと，どんなところに情報が書かれているか分からないなと思った記憶あります。

委員長代理

個人情報で，今，一般の方が知られないだろうと思って裁判所に情報を出したら，

危なかったというような事例はないですか。

Ｇ委員

危なかったという事例はないんですけれども，参考になるかどうか分かりませんけど，確かにＤＶの事件などではいろいろなところにいろいろな情報がありまして，御本人だけではなくてですね，診断書を出されたと，御本人が診断書を出される，この診断書を出したお医者さんの住所が分かると自分がいるところが分かってしまうということで，ここを隠してほしいというようなことを言われたことがありました。相手のほうにしたら一つの証拠ですので，そんなに隠されると本当かどうか分からないというようなことで，文句を言われるというようなことがありました。

それから，一般に住所を隠される際に，先ほど説明がありましたけれども，何も書かないということはあまりありませんので，同居してたときの元の住所を書かれるとか，代理人が受任しているときには代理人の事務所の住所を書かれるとか，それから，実家の住所を書かれるとか，そういうようなことで一応住所の表示をされることが多いように思います。

Ｉ委員

個人情報というのはどんどんいろいろな問題になっていて，社会的にもいろいろな制約をして，配慮をしてきているということで，それはきちんと会社としてもやっていかなきゃいけないので，いろいろなことに物すごく配慮をしてきてるということがあるんですけど，そういうふうに見ると裁判所のほうも，かなりいろいろなことがありながらも配慮をどんどんされてるんだなというのはよく分かったんですが，それは世界的な流れとしてもですね，そういう方向にどんどん進んでいっているんでしょうか。

私は余り詳しくないんですが，一般的には他の国，例えばアメリカとか，他の国の裁判を見ると，結構原告がマスコミやテレビに普通に映っているというイメージ

があるんですけども，そういったものはやはり日本としてはそういうことは余りしない方向で，被害者のほうの配慮を一生懸命しているという形でよろしいでしょうか。

Ｇ委員

申し訳ないんですけども，諸外国の事情は自分では承知しておりません。ですので，ちょっと比較することはできません。

法廷にテレビカメラが入る際には，当事者が，そのまま当事者席で希望される場合には，そのまま映っていただきますし，テレビカメラが終わった後で入廷する，映りたくないという方は，映らないようにしていただくようにしております。

一般に，法廷外で記者会見などをされるというのは，これはちょっと裁判所外でのことですけれども，見かけることはあります。

委員長代理

結局，映りたい方は映っていただいて，嫌な方は映らないようにしているという，こういうことでございます。

Ｉ委員

ただ，日本の場合は割とニュースになっても，裁判官だけが映っているニュースしか見ないんですけど，要はそういうことを事前に確認をされているのでしょうか。

委員長代理

集団訴訟で，かつ個人情報が問題にならないような場合には，原告団が映ってらっしゃるかと思います。ああいう場合には映るようにされていると思います。被告側の国，自治体は嫌だとは言わずに座っていると思います。

Ｃ委員

今のと関連するんですけど，余り的を射てないかもしれないんですけれども，アメリカとかでは，自己決定ということを非常に重視します。ですから，原告であるというのは，映っても構わないと思ってるわけですから，当然に映るのだと思います。日本の場合はどちらかと言ったら自己決定とかいうことは，もちろんするんですけども，それを公にするということはしなくて，もちろん関係者に対する配慮と言いますか，余り迷惑を掛けたくないというのがあるものですから，ちょっと余りそういうことが見受けられないというか，ついてこないというふうなんでないでしょうか。

Ａ委員

私は見たことはないんですけど，アメリカのテレビがすごく機能化してて，一日中裁判所の法廷の様子を流しているようです。株価ばかりやってるとか，ニュースばかりやってるとか，それはどういう系列でやっているか私もよく分からないんだけど，そういうテレビがあるようです。

それから，市民法廷みたいなのがあって，正式な裁判じゃないんですが，事実上，和解みたいになると思いますけども，やはりアメリカというのは裁判社会ですので，日本の文化と違うんじゃないかという気がします。

（別紙第３）

≪次回のテーマに関する意見交換≫

委員長代理

次回のテーマについてお話をさせていただいたと思います。

各委員の方に御意見を伺いました。前回までに御提案があってまだ取り上げていないものについて，御意見を伺いました。

まず，裁判員制度の現状と課題という問題についてでございますが，これについては４名の方がこれがいいのではないかという御意見でございました。これは要するに裁判員制度も，今ちょっと当面している課題がいろいろ変わってきているということで，国民が一番関係している問題だからこれを取り上げてはどうだという御意見です。

次に，簡易裁判所の民事事件ですが，簡易裁判所の手続について一般市民が最も親しみやすい手続として考えられているんだから，これを説明してほしいという方がお二人おられました。

最後に，地裁委員会の運営の在り方についてということについて，お一人の方から御意見がございました。

こういう状況でございますが，この点についてさらにこの場で何か御意見ございますでしょうか。

Ｄ委員

地裁委員会の運営については，私がいつも言ってたんですが，非常に活発に意見が交わされますし，議事録も詳細ですし，本当に全国の地裁委員会に誇れる地裁委員会だということで，日弁連からも高く評価を得まして，このテーマについては，別にそんなに急ぐものではありません。ただ，ちょっと私が代わりにといったらなんですが，いずれこの議題も議論したほうがいいんじゃないかと思うのは，いつもここ本庁でやっているんですけども，やはり支部，岡山県は非常に広くて倉敷や津

山や新見というところに支部があるんですね。本当にそういった支部の裁判所が市民のニーズに応えられるような運営になっているのかというのを，やはり現地に行って，庁舎などを見てみて議論するということもいずれあってもいいじゃないかと思います。もちろん時間が結構掛かってしまうという問題をどうするかというのが皆さん，議論をしてたと思うんですが，それは僕が知る限り岡山の地裁委員会で支部についてというのは多分，このテーマ一覧を見てもないんじゃないかなと思って，いずれちょっと議論した方がいいんじゃないかなと思いましたので，提案させていただきます。

委員長代理

今回，次回というか，もうちょっと先のテーマとして考えてるということでいいですね。

それでは，４名の方が裁判員裁判でもいいんじゃないかということだったんですけど，Ｅ委員いかがですか。

Ｅ委員

私も一番最初に言ったように，やはり裁判員裁判にいろんな情報を見ていますと，随分，この二，三年でも変わっているように思います。今回の事件があって，ああいうふうに裁判員自体に及んでくる問題もあるので，この辺で今の実態も知りたいですし，それから，この先どういうふうにしていくのかというようなこと，ちょっと今の時点でしてもいいのかなという気がします。私は４名の中の１人に入っております。

委員長代理

いかがでございましょうか，一番，４名という非常に多い数だったんですが，次回，裁判員裁判についてを取り上げるということでもよろしいでしょうか。

Ｃ委員

全部したらいいと思うんですけども，恐らく私どもいろいろと裁判，裁判員裁判に関わってくるものと認識しているんですね。ここに書いてますような現状と課題という認識と，一般の市民の方が思っておられるような，例えば質問とか疑問点といいますか，ちょっと違うのかなという気がしています。

ですから，前もってなんか質問事項みたいなものが，出していただければいいかなと思いますが，いかがでしょうか。

委員長代理

分かりました。

要するに，今のＣ委員の御提案というは，裁判員裁判をやるとしても，まず最初の段階で一般有識者，特に一般有識者の委員の方々から，何が説明してほしいのかというのを聞いていただいた上で進め方を考えてほしいと，こういう御要望でございますが，そういう前提で裁判員裁判を次回取り上げるということでよろしいでしょうか，皆様。

では，次回Ｃ委員の御指摘されたようなことを配慮しながら，裁判員裁判の現状と課題，あるいは皆様方からの質問の内容と現状と課題じゃなくて，もうちょっと絞り込んだテーマになるかもしれませんが，そういうことについて取り上げたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

（別紙第４）

≪委員長の選任≫

委員長代理

委員長の選任について，進めたいと思います。

委員長の選任について，ある程度，私どももいろんな考えでございますけれども，委員の方から何か御意見ございますか。Ｅ委員，大先輩の委員として何か一言ありますか。

Ｅ委員

この前に並んでいる方，地方裁判所の関係の方ですよね。

委員長代理

法曹三者がこちら側で，それ以外は一般有識者側というふうになっております。

Ｅ委員

そうすると，やっぱり一般有識者側の人の方がいいと思うんですよ。

委員長代理

分かりました。

Ｅ委員

そうすると，今日初めてＡ委員にお会いしましたけど，非常にいろんな方面から物を見られているし，何も分からずにですけれど，誰か決まってないからＡ委員がよろしいかなと，決まってなかったらですよ。

委員長代理

皆さんに決めていただくんですが，Ｅ委員のお言葉のとおり，Ａ委員におかれては●●大学副学長をされておられて，学識，経験ともに私どもも尊敬を申し上げる方なので，Ｅ委員の提案のとおり，Ａ委員を委員長とさせていただくということで，皆様方，それでよろしゅうございましょうか。

委員全員

異議なし。

委員長代理

では，Ａ委員，申し訳ございませんが，お引き受けいただきたいと存じます。一言お願いいたします。

Ａ委員

今年になってから委員になったばかりで，この委員会の使命は十分は理解しておりませんけれど，皆さんの御意向ですので，責任を果たさせていただきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。